

日本郵便株式会社法施行規則の 一部を改正する省令案について

令和3年3月23日
総務省

1. 郵便局の設置基準等

郵便局の設置基準については、日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)第4条に規定されており、同条第2項第3号で過疎地における郵便局ネットワーク水準の維持が定められている。具体的な過疎地の地域については同条第5項で、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域などを定めている。

2. 改正の背景

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下、「新過疎法」という。)が新たに制定されることに伴い、「日本郵便株式会社法施行規則」について、次の改正を行う必要が生じるもの。

3. 改正の内容

上記法律の制定に伴い、日本郵便株式会社法施行規則第4条第5項第6号を次頁のとおり改正する。

※なお、新旧過疎法において、過疎地域を公示する規定(第2条第2項)は変わらない。

【参考1】

郵政民営法第91条の規定において、「総務大臣は、日本郵便株式会社法第6条第1項の総務省令(=日本郵便株式会社法施行規則第4条)を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。」とされている。

【参考2】

- ・ 新過疎法の制定により今後は「過疎地」ではないとされる地域であっても、日本郵便株式会社法施行規則の平成24年改正省令附則第4条の規定により過疎地とみなすことになるため、引き続き郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることが求められる。
- ・ 新過疎法の制定により新たに「過疎地」となる地域については、平成24年改正省令附則第4条の規定により当該地域が指定された時点における郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることが求められる。

○日本郵便株式会社法施行規則(平成十九年総務省令第三十七号)の一部改正案

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(郵便局の設置基準等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第 号)</u> 第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>七 (略)</p>	<p>(郵便局の設置基準等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)</u> 第二条第二項の規定により公示された地域</p> <p>七 (略)</p>

※現在、国会で審議中である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案」を受けてのもの

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案・過疎地域自立促進特別措置法比較表（抄）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案	過疎地域自立促進特別措置法
<p>（過疎地域）</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。</p>	<p>（過疎地域）</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。</p>

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項に基づき公示を行う主務大臣は、過疎地域自立促進特別措置法から変更はない。

【参考】

（主務大臣等）

第四十五条 第二条第二項における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2・3 （略）

[参照条文]

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

○過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）【現行過疎法】（抄）

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一～四（略）

2（略）

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案（第204回国会提出）【新過疎法】（抄）

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一・二（略）

2（略）

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2（略）

○日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）（抄）

（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3・4（略）

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

附 則（平成二十四年七月三十日総務省令第七十八号）（抄）

（郵便局株式会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の施行の日に過疎地に該当していた地域及びその日後に該当することとなった地域は第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第四条第二項第三号の規定の適用については、同号に規定する過疎地とみなす。この場合において、平成二十四年改正法の施行後に過疎地に該当することとなった地域については、同号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際」とあるのは、「過疎地に該当することとなった時において」と読み替えるものとする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(現行法)が令和3年3月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定する。

1. 前文・目的 (1条)

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の公示見込み>

現行法(令和3年3月31日)	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	十)48団体
当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(現行法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(現行法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・**国税の特例・地方税の減収補填措置**
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・**都道府県代行(基幹道路、公共下水道)**
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・**配慮措置**
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・**過疎対策事業債**
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・**国庫補助率のかさ上げ**
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条、3条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

(参考) 過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条) ^{※2}	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少 ^{※1})	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27	同上 (35%以上)
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27	同上 (11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全市町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、現行法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎 [※] (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎 [※] (第42条)	合併後の 新市町村	・現行法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。